

平成21年4月

各 位

新潟市水道局財務課契約係

請負業者賠償責任保険について（重要）

新潟市水道局発注工事では、請負業者は、原則的として、請負業者賠償責任保険（以下「保険」という。）の加入が義務づけられています。（工事毎に、一般競争入札公告、指名競争入札通知書などに記載）

請負業者は、下記に留意して保険の加入をしてください。

記

- 1 競争入札の落札者（又は随意契約の相手方）と決定された業者は、速やかに、保険に加入して、付保証明書を提出してください。
※ 一括で保険契約している業者も、お手数ですが、契約の都度、付保証明書（2回目以降は写しでも可）を提出して下さい。
- 2 入札（見積合わせ）日から10日以内に保険の付保証明書等を提出しない場合は契約を締結できないことから、当該契約について、辞退したものとみなすことがありますので、ご注意願います。
- 3 工事の変更契約、工期の延長（中止に伴うものや年度間の繰越工事等を含む）などがあつた場合についても、保険内容を変更していただいた上で、改めて付保証明書を提出願いますので、よろしくお願いします。
- 4 保険加入額は、（社）新潟市建設業協会や新潟市管工事業協同組合の加入額以上にしてください。（下記参照）
支払保険金額 身体 1名につき1億円、1事故につき3億円
財物 1事故につき1千万円
- 5 （社）新潟市建設業協会や新潟市管工事業協同組合会員の方については、各事務所で用紙をもらって手続をしてください。